

不測の事態への対応

1 不測の事態

給食提供は安定的・継続的に実施しなければならないが、以下のような不測の事態等が生じた場合には、給食提供ができなくなる可能性がある。

- ・調理業務委託事業者の人材不足等による場合
- ・学校設備改修等の影響により給食室が停止となる場合
- ・感染症、食中毒等の発生などにより、保健所から「食事の供給停止命令」が発せられた場合

2 想定される対応案

上記1で示したような不測の事態が発生した場合に、可能な限り児童・生徒に給食を提供するためには以下のような対応が考えられる。

(1) 給食調理校（親校・単独調理校）から、当該校へ給食を配送する。

（調理）➡（調理）現状、調理設備等に余力がなく、他校の食数を調理することが困難である。

（配送）➡現状、給食を配送するために必要な給食コンテナ及び保温性に優れた二重食缶に十分な予備がなく、また調理校内に保管場所も確保できない。

➡単独調理校には、給食コンテナに対応する搬出入口及びリフトが確保されていない

可能な範囲で給食室を広く整備することや、調理設備に余力を持たせることなどにより、不測の事態が生じた学校へ給食を配送することが可能となる。

(2) 外注弁当事業者から、当該校へ外注弁当を配送する。

現状、碧山小学校・明保中学校でも対応しており、弁当事業者と食数等の調整ができた場合は対応可能